

徳島県犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案

第1章 総則

1 目的 ○犯罪被害者等支援について、基本となる事項を定めること ○犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること ○県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること	
2 定義 ○用語を定義 ・犯罪等 ・犯罪被害者等 ・二次的被害 ・犯罪被害者等支援 ・民間支援団体	
3 基本理念 ○犯罪被害者支援は、次を基本に推進 ①個人としての尊厳にふさわしい処遇を保障されること ②被害の状況等に応じた適切な支援が行われ、二次的被害が生じないよう配慮されること ③必要な支援を途切れることなく受けられること ④国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携協力して推進されること	
4 県の責務 ○国、市町村、民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的な策定、実施	5 県民の責務 ○犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解 ○二次的被害への配慮 ○犯罪被害者等支援に関する施策への協力
6 事業者の責務 ○犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解 ○事業活動を行うに当たって二次的被害への配慮 ○犯罪被害者等支援に関する施策への協力	7 民間支援団体の責務 ○犯罪被害者等支援の実施 ○犯罪被害者等支援に関する施策への協力

第2章 基本的施策

8 総合的な支援のための体制 ○関係者が連携して協力するための体制の整備 ○支援のために必要な情報共有	9 推進計画 ○犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための計画を定める
10 財政上の措置 ○必要な財政上の措置	11 相談及び情報の提供等 ○各般の問題についての相談、情報の提供、助言等
12 経済的負担の軽減 ○経済的な助成に関する情報の提供、助言等	13 日常生活及び社会生活の支援 ○保健福祉サービス及び福祉サービスの提供
14 安全の確保 ○安全を確保するための一時保護等	15 居住の安定 ○県営住宅への入居における特別の配慮等
16 雇用の安定 ○雇用の安定を図るための事業者に対する啓発の実施	17 県民等の理解の増進 ○県民及び事業者の理解を深め、二次的被害を防止するための広報、啓発等
18 人材の育成等 ○犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等についての研修の実施	19 民間支援団体の活動の促進 ○民間支援団体の活動の促進に資するための情報提供、助言等の実施